

犯罪があれば公務員は告発する義務がある

行政に対する暴力・暴言への市の対応についての質問

高木純議員の質問（抜粋）

まず、八年前の議長室での事件を紹介する。

八年前に不当な要求で議会を訪れて議長室で暴れた青年がいた。当時の議長は「それはあなたが間違っている」と冷静に対処するも、青年は暴言を吐き、机の上にあつたテレビのリモコンを床にたたき付けたので議長は事務局員に「110番しなさい」と命じた。

青年は警察に通報されたのち、すぐに大人しくなり警察官に従い連行された。青年が反省しているので処分保留になった。

成人式の事件もその時すぐに警察に通報すれば、これほど大ごとにはならなかった。記念写真もきちんと撮れたであろうし、マスコミにあればどたかれずにすんだし、事件を起こした青年もその時点でなら、処分保留ですませられたかもしれない。

大ごとになることを恐れて、曖昧な態度をとり続けた結果、成人式に参加した善良な新成人や保護者が被害を受け、そして市長をはじめ関係職員は批判され、間違いを犯した青年らも起訴されるまでに至り、吉野川市民も「こんなことになって市民として恥ずかしい」と嘆いている。

議会でも起こった八年前の事件は、当時の議長が毅然として対処して、それでも暴力的振舞いをしたので、即座に110番通報した。この青年は、暴力をふるったら警察に通報されることを、身をもって学習し、そして反省したようである。だから当時の議長も許して事件にもならなかった。青年は後で謝罪し寛大な処置に「ありがとうございます」と感謝した。法を犯すようなことをすれば罰せられると言うこと

を、青年にきちんと教えたという点では教育委員会より教育的な指導になったといえる。

成人式は110番通報をしないで被害が拡大した。今紹介した議長室での事件は110番通報することですぐに解決した。

今後、市職員などへの暴力・暴言があつた場合に警察に通報するということをマニュアル化しておくべきだと考えるがどうか？

市の答弁 現在あるマニュアルがきめ細やかなものになるよう検討をしたい。更に職員全体の行政対象暴力に対する理解を深めるためにも、警察関係者から講師を招くなどの研修を実施したい。

高木純議員の質問

刑事訴訟法第二百三十九条には、

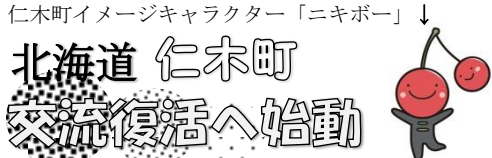
「何人でも、犯罪があると思量するときは、告発をすることができ。」とあり、二項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない」とある。官吏又は公吏（公務員）は、職務中に犯罪があれば告発する（110番通報も告発）ことを義務づけられている。

成人式の事件の場合、「教育委員会の職員が注意したら『殺すぞ』と怒鳴り、腕の入れ墨まで見せて威嚇」した。これはあきらかに犯罪行為だ。

刑事訴訟法の、公務員は職務中に犯罪があれば告発する」という「義務」を怠っているのではないか？

市の答弁 今回のこの件に関しましては、義務を履行しています。

高木純議員 その時、その場で「義務を履行」していないから問題になったことを改めて指摘しておく。



旧川島町と姉妹町関係にあつた北海道仁木町とは、合併による吉野川市の誕生で姉妹町関係が自然消滅し、交流も途絶えましたが、「交流復活」を望む市民の声もあり、市は交流再開に向け「始動」しています。

吉野川市になってから仁木町とは、「広報の相互送付」だけになっていましたが、二六年七月から「ホームページの相互リンク」と「観光パンフレット等相互送付による、最新情報の交換」を始めています。

今後検討し、実施を予定しているものとして「ふるさと納税での情報交換や交流」、学校関係では、まず川島小学校と仁木小学校から、「社会科の教科学習などでお互いのまちのことを学ぶ」「手紙や学校紹介の映像を相互に交換」「テレビ会議等で学校の取組（にんにくづくり、ぶどう狩り等）を紹介」などを試行して検証します。

また、災害支援についても可能な事項を検討するため情報交換することになっています。